

広島県告示第二百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成二十年四月四日までの間、縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道新市三次線	三次市西河内町五八番一地从ら 三次市西河内町九七番一地从まで	平成二〇年三月二二 日